

平成 25 年 6 月 11 日

再生債権者 各位

全国小売酒販組合中央会

会長 松田 武

代理人弁護士 上田 裕康

再生計画認可決定のお知らせ

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の民事再生手続へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

さて、当会の再生計画案は、書面投票及び平成 25 年 5 月 29 日に開催された債権者集会での投票の結果、投票した議決権者 1 万 1074 名のうち約 95%にあたる 1 万 504 名の賛成、総議決権額 168 億 2317 万 9589 円のうち約 84%にあたる 141 億 3651 万 7809 円の賛成をもって可決され、同年 6 月 10 日に裁判所により認可されました。皆様のご理解に心より感謝申し上げます。

今後、認可決定は、同年 6 月 24 日ころに官報に掲載される予定であり（官報公告）、官報公告の翌日から 2 週間の不服申立期間内に不服申立て（即時抗告）がなければ、不服申立期間の経過により確定し、当会は、認可決定確定後 6 か月以内に再生計画に基づく基本弁済を実施することになります。

他方、不服申立期間内に即時抗告があった場合には、認可決定の確定時期及び基本弁済の実施時期は未定となります。

認可決定に対する即時抗告の有無等本件再生手続の進捗につきましては、随時当会の HP（<http://ajlma.or.jp/>）にてお知らせいたしますので、お手数ですが、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。また、基本弁済を実施する際には、皆様に個別にお知らせいたします。

本件再生手続に関しご不明な点がございましたら、以下の問合せ専用窓口（再生室）までご連絡ください。引き続き当会の民事再生手続へのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

民事再生手続に関する問合せ専用窓口（全国小売酒販組合中央会再生室）

専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970

（受付時間）平日午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 5 時

住所：〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号 梅田新道ビル 8 階

弁護士法人大江橋法律事務所内 全国小売酒販組合中央会再生室

謹 白